

汚泥収集運搬及び処分業務仕様書

本業務は、新和木浄水場及び新久井浄水場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分を行うものである。

1 委託概要

- (1) 処分対象品目 汚泥
- (2) 収集場所 三原市大和町和木 1499-1 新和木浄水場
三原市久井町吉田 1078-4 新久井浄水場
- (3) 運搬車両 10 t 程度までの吸引車（詳細は現地確認のこと。）
- (4) 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

2 提出書類

- (1) 契約時に提出する書類
 - ア 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく）
 - イ 産業廃棄物処分業許可証の写し（廃棄物処理法に基づく）
- (2) 業務完了後 10 日以内に提出する書類
 - ア 完了報告書
 - イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
A 票、収集運搬業務の場合は B 2 票、処分業務の場合は D、E 票
 - ウ 業務写真
 - エ 酸素・硫化水素の測定数値が分かる記録簿又は写真
 - オ 作業主任者の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写し又は第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証の写し（労働安全衛生法施行令及び酸素欠乏症等規則に基づく）（委託期間中、既に提出済みとなる者については、提出不要）

3 産業廃棄物管理票

本業務の産業廃棄物搬出については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を適用し、適正な処分を行うものとする。

4 委託料

- (1) 完了報告書及び産業廃棄物管理票等を検査・確認し、最終処分又は再生利用が完了したものに対する委託料を支払うものとする。
- (2) 委託料の計算に係る汚泥量は、運搬車両に装備されている水面計又はトラックスケール等により計量するものとする。
- (3) 支払いに係る消費税相当額及び地方消費税相当額について、1 円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (4) 産業廃棄物埋立税は、委託料に含まないものとする。

5 産業廃棄物の名称等、発生予定数量

- (1) 産業廃棄物の名称は「汚泥」である。
- (2) 荷姿は「バラ」である。
- (3) 産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理

法施行令」という。) 第2条の4第5項」に定める特別管理産業廃棄物には該当しないものである。

- (4) 予定量は、浄水処理工程の都合上、増減するものとする。

また、浄水場が稼働していることから、作業日及び作業時間については担当者と協議すること。

ア 最大発生予定量 1回当たり 15 t ～40 t

イ 年間作業予定回数 5回～9回

6 委託業務の内容

- (1) 本業務は、次のとおりとする。

ア 収集運搬業務

(ア) 各浄水場内の排泥池から汚泥を吸引し、収集する。

(イ) 排泥池を洗浄・清掃する。

(ウ) 収集した汚泥を中間処理施設まで運搬する。

イ 処分業務

(ア) 中間処理施設において汚泥を中間処理（脱水、焼却、破砕等の処分を行うこと。）する。

(イ) 中間処理施設において汚泥を中間処理した後、廃棄物処理法及びその他関連法令に基づき、適正に最終処分又は再生利用する。

(ウ) 最終処分又は再生利用のいずれか一つを選択するものとし、併用は認めない。

- (2) 搬出量は、運搬車両に装備されている水面計又はトラックスケール等により計量するものとする。

- (3) 搬出日は、平日（祝日を除く）の9時から17時を原則とし、事前に発注者と調整すること。

7 関係法規の遵守等

- (1) 受注者は、酸素欠乏症等防止規則を遵守し、事故防止に努めること。

ア 排泥池での作業には、作業主任者を配置すること。

イ 排泥池では、酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下になるように十分に換気し、前段の濃度数値であることを確認のうえ作業を行うこと。ただし、換気してもその濃度数値にならないときは、給気式の呼吸用保護具を着用すること。

- (2) 受注者は、廃棄物処理法を遵守すること。

- (3) 受注者は、道路交通法を遵守し過積載は行わないこと。

- (4) 受注者は、汚泥収集場所周辺について清掃し、清潔な環境を保つこと。

- (5) 受注者は、収集運搬及び処分業務において、近隣関係者とトラブルが生じないように十分注意すること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合は、速やかに受注者の責任において対処すること。

8 再委託

- (1) 受注者は「廃棄物処理法第14条第16項のただし書」により、本業務の一部を他の者に再委託する場合は「廃棄物処理法施行令第6条の12」の規定により「再委託承諾願」を事前に提出し、発注者の承諾を得ること。

この場合、再委託となる者は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可が広島県内の自治体であること。

また「再委託承諾願」には次の書類を添付すること。

ア 産業廃棄物収集運搬業務を再委託する場合

産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

イ 産業廃棄物処理業務を再委託する場合

産業廃棄物処分業許可証の写し

(2) 受注者は、本業務を他の者に再委託する場合は、再委託先となる者に本仕様書及び契約書を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。

(3) 受注者は、再委託する内容に変更が生じた場合は、直ちに発注者の承諾を得なければならない。

9 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項については、協議のうえ決定するものとする。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関しては、紙マニフェストで行うものとし、マニフェスト費用は本業務に含むものとする。